

ちょこっと通信

青木厚二郎税理士事務所

1月号

VOL. 032

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。

2015年、新たな年が始まりました。今年は、未年です。未年の由来は、群れをなす動物で、家族の安泰を示し、いつまでも平和に暮らす事を意味しているそうです。また、成長途中の植物の意で、「羊」を「未」とあらかずようです。このようなことから、未年である2015年は、目的に向かい確実に成長し続け、温かく人情に厚い年になると今からワクワクしています。



今を生きる

先人の言葉

好調のとき、
こそ次の準備
をせよ。

佐伯旭 (シャープ2代目社長)

ありがとう

「ありがとう」の言葉には

みんなを元気にする

力があります

「ありがとう」は

自分もまわりも幸せにします

職場に「ありがとう」の輪を

広げましょう

(元気手帳より引用)

今月のいろいろ「掲示板」

【会計事務所甲子園】

第2回会計事務所甲子園決勝大会が12月3日渋谷公会堂で行われ、全国から選出された5会計事務所の発表を観戦しに行ってきました。

今回のテーマは「貢献」ということでしたが、どの会計事務所も熱く、素晴らしいプレゼンテーションが繰り広げられとても刺激を受けました。



知っとこ！「税務のママ知識」

～宝くじの税金について～

12月末日は年末ジャンボ宝くじの当選日でした。皆さま買われましたでしょうか？ちなみに私中村は、現実的に7000万円の方を買いました。今回は億万長者になった方、またはこれからなるであろう方に宝くじにまつわる税金の話です。

当選して浮かれているのは、予期せぬ落とし穴が待っていますので、しっかり知識をつけましょう。

まず、税金とは関係ありませんが、当選金を受け取れるのはみずほ銀行本支店のみで、（宝くじ売り場では5万円マークがついていれば5万まで換金可能）50万円を超えると本人確認と印鑑が必要になります。

本人確認がないと換金できませんし、確認できても当日換金できるのは100万円までとなります。7億になると2週間くらいかかることもあるそうです。

本題の税金ですが、当選金は非課税となり所得税はかかりません。7億円が全額が手に入ります。

しかし、注意しなければならないこともあります。それは、よく「7億当たったら一億あげるよ。」と気軽に約束しちゃう方は気を付けてください。贈与税がかかります。仮に一億円を自分の親にあげようとする5148万円が税金として支払わなければならないので実際には4852万円しか渡すことができません。

あと、当選金で住宅ローンを返済しようとする税務署からその出所についての問い合わせがある場合があります。その時のために“当選証明書”を発行してもらいましょう。

当選して、幸せになれる人、人生が狂ってしまう人いろいろいるかと思いますが、お金の飲み込まれないようにしたいものですね。

引用：宝くじで一等を当てた人のための予備知識 NEVER まとめ より



月刊事務所探偵団

12月24日に事務所でクリスマスケーキを食べました。所長のチョイスでモンブランのケーキです。栗がたくさん入っていて、とてもおいしくいただきました。



AOKI LICENSED TAX ACCOUNTANT OFFICE

青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話: 058-260-4310

FAX: 058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail: info@aoki-kaikei.com